

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>【業務内容】 国土利用計画法施行令第9条に基づき、7月1日現在の基準地を鑑定評価委託する。 ア 基準地の候補地の選定(基準地の点検を含む) イ 基準地の鑑定評価の実施 ウ 鑑定評価に係る資料の作成及び調査結果の公表における助務</p> <p>【特殊性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、同法施行令第9条第1項の規定により不動産鑑定士の資格を有する者しか実施できない。 ・不動産鑑定士が基準日(7月1日)までの3ヶ月の期間内に県内全市町村に設置された365地点の地価を調査し、鑑定評価額の妥当性を複数の不動産鑑定士の合議により判定する必要がある。 ・当該調査の基準日及び公表日時は全国一律となっている。(毎年9月下旬) <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全域にわたる多数の基準地の評価額を迅速に判定するためには、多数の不動産鑑定士が所属し、組織的に対応できる団体でしか実施できない。 ・地域経済の動向は、基準地の評価額の判定に密接な関連性があることから、県内全域に複数の不動産鑑定士を有し、地域経済の動向に精通している団体でしか実施できない。 ・本業務は国が調査する「地価公示」と共通調査地点を有しているため、継続的な調査の視点から、「地価公示」に係る業務を実施している団体と契約することが適当である。 ・以上の要件を全て満たすのは、(公社)岐阜県不動産鑑定士協会のみである。

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。